

令和2年5月1日

各小・中学校 保護者 様

有田川町教育委員会
教育長 楠木 茂
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小・中学校の臨時休校について
(5月31日まで臨時休校)

平素は本町の教育活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

本町では、令和2年4月9日から臨時休校の措置を取って参りましたが、和歌山県教育委員会からの要請を受け、令和2年5月31日まで臨時休校とすることとしました。

保護者の皆様におかれましては、ご不安もあろうかと思いますが、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今後、国や県からの通知や要請により、再度の臨時休校を含めた対応を協議させていただくことを申し添えます。

1 5月31日までの臨時休校中の対応について

- (1) 各学校で登校日を設定することで、子どもたちの健康や学習状況の把握に努めます。日程については、各校から連絡します。給食は実施しません。また、中学校においては、部活動は実施しません。
- (2) お子様の健康や学習状況を確認するため、各学校から電話を入れさせていただいたり、学習課題等を配布させていただいたりする場合があります。
- (3) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる可能性がある場所等、集団感染しやすい場所や場面への外出はできるだけ避けてください。また、お子様に不要不急の外出はさせないよう、ご家庭においてもご指導いただきますようお願いいたします。
- (4) 仕事などでどうしても家庭での都合がつかない場合、「休校に伴う児童の受け入れについて」のとおり、小学生のお子様を学校で臨時に受け入れます。希望される場合は、「休校に伴う児童の臨時受け入れ申請書」を学校に提出をお願いします。

2 学校再開後、保護者の皆様にご協力していただきたいこと

- (1) 通常のインフルエンザ予防策と同様の予防策をお願いします。
 - ① 帰宅後は手洗い、うがい、洗顔等の徹底
 - ② バランスの良い食事
 - ③ 十分な休息
- (2) 登校の際、検温や風邪症状の有無の確認をお願いします。朝の会等で、お子様から聞かせていただきます。
- (3) お子様や家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校させないようにしてください。その場合は、「欠席」とはせず、「出席停止」等の扱いで対応いたします。
- (4) 学校においても健康観察に努めます。学校で発熱を確認した場合など気になることがあれば、保護者に連絡をします。場合によっては、お迎えをお願いすることがあります。
- (5) 毎日、清潔なハンカチを2枚ほど持たせるとともに、咳エチケットや手洗いなどの基本についても指導をお願いします。
- (6) 休日においても、3つの条件が同時に重なる可能性がある場所等、集団感染しやすい場所や場面への外出はできるだけ避けてください。

3 学校再開後、学校における対応

- (1) 子どもの対面等を避けるための座席配置や、学習内容の変更を行います。
- (2) 環境衛生の徹底に関すること
 - ① 換気の徹底
教室等のこまめな換気を実施する(2方向の窓を同時に開けるなどの措置)。
その際、衣服等による体温調節にも配慮する。
 - ② 近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用
咳エチケットの要領(マスク着用、ティッシュやハンカチ・タオルで口や鼻を覆う、袖で口や鼻を覆う)により、飛沫の飛散を防ぐ。
 - ③ 学校施設・設備の消毒
消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、ドアノブ、手すり、スイッチ等を毎日定期的に消毒し、施設等の清掃を行いながら環境衛生を良好に保つ。
- (3) 学校行事や部活動に関すること
 - ① 必要不可欠な行事は、3つの条件を回避し、時間や規模を縮小して実施します。
 - ② 部活動は、原則、校内で短時間の練習に止め、接触度の高い活動や練習は行いません。

4 学校再開後も家庭学習を希望する場合

学校再開後も登校に不安を感じ、家庭学習等を希望する場合には、家庭学習への支援を行います。その場合も、「欠席」とはせず、「出席停止」等の扱いで対応いたします。